

G I G Aスクール構想の実現 に関する提言

令和2年4月3日

全国市長会

G I G Aスクール構想の実現に関する提言

全国市長会では、これまでも公立小・中学校等におけるICT教育の推進に積極的に取り組むとともに、国に対してICT機器の整備や無線LAN環境の構築に対する財政措置等について要請してきたところである。

政府は、令和元年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「G I G Aスクール構想の実現」を打ち出し、国家プロジェクトとして、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すとしたうえで、事業を実施する地方公共団体に対して、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講じるとともに、教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行うとしている。

今回の政府の取組については、遠隔授業の推進の観点からも本会として評価するものであるが、多くの都市自治体においては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の過小交付に伴う財政負担の増加やICT支援員等のICT教育に係る人材不足等の様々な課題に直面し、対応に苦慮しているところである。また、全国的に特定の期間に工事が集中することにより業者の手配が困難になる懸念があることや、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業によって夏休み等の休業期間における補充学習が必要となること等から、予定していた工事期間が確保できない可能性もある。

については、国においては、我が国の将来を見据えたICT教育の推進に関する都市自治体の多様な取組を十分に尊重したうえで、下記のとおり財政措置をはじめとする必要かつ十分な支援策を講じるとともに、都市自治体の意見を十分反映するよう強く求める。

記

1. ネットワーク環境整備について

(1) 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金において、補助対象とされている特別教室や体育館等の整備費について交付決定額に計上されていない等、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離する状況が生じていることから、国において実態を調査したうえで、基準単価の見直しを行うこと。

また、令和元年度補正予算の不足により同補助金において地域の実情に応じた交付額が十分に確保できない場合は、令和2年度補正予算により所要額を確保したうえで、追加交付すること。

(2) 都市自治体が地域の実情に応じたネットワーク環境整備を計画的に行うことができるよう、令和元年度補正予算の令和3年度への繰越等、柔軟な執行を認めるとともに、令和3年度以降の整備に対しても財政措置を継続するなど、国が令和2年度末としている整備期限を延長すること。

(3) インターネット回線の通信費に対する財政措置を講じること。特に、既にLTE対応のタブレット端末を整備済みの場合や、校舎の建替え・統廃合が見込まれる場合、費用対効果の面から無線LAN方式による環境整備は困難であることから、LTE方式についても対象とすること。

また、回線事業者に対し、GIGAスクール構想のための高速かつ割安なプラン等の提示について協力を要請すること。

(4) 電源キャビネット等の必要機材を期間内に調達できるよう、機器メーカー等の事業者に対し十分な数量の確保について協力を要請すること。

2. 端末整備について

(1) 公立学校情報機器整備費補助金について、児童・生徒が授業で安定してICT機器を活用するために必要不可欠な端末の保守費用や予備端末の費用、初期設定費用等を補助対象とすること。これに伴い、機器購入等に係る上限4.5万円の補助単価を引き上げること。

(2) 地域の実情を踏まえ都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に対する財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。

なお、センターサーバー等の導入に関する財政支援についても検討すること。

(3) 今後、デジタル教科書の本格導入や全国学力・学習状況調査のCBT (Computer Based Testing) 化が検討されていることに伴い、小・中学校における児童生徒1人1台端末の整備が必須とされた場合は、現在、学習用教科書が全額国費負担とされていることに鑑み、端末及びデジタル教科書についても同様に全額国費負担すること。

また、教科等の特性に応じて、デジタル教科書か紙の教科書のどちらを導入するか都市自治体が選択できるようにすること。

(4) クラウドサービスの情報漏洩事故が後を絶たないため、クラウド事業者に対して強固なセキュリティを構築したうえで、安価に提供するように要請すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンへの影響に伴い、端末調達の遅延が懸念されることから、予算の繰越等、柔軟な執行を認めること。

3. 端末の活用支援について

(1) 特に地方において確保することが困難なICT支援員やICT活用教育アドバイザー等のICT教育人材の小・中学校等への配置を充実するため、国において人材確保に努めるとともに、財政措置を拡充すること。

(2) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、財政措置を拡充すること。

(3) 教員等が端末の操作方法について十分なサポートを受けられることができるよう、端末メーカー等の事業者に対して協力を要請すること。

4. G I G Aスクール構想の早期実現について

政府は、感染症の発生等により小・中学校等が臨時休業になった場合に学びを保障できる環境を実現するため、G I G Aスクール構想の早期実現、自宅学習に用いる遠隔教材・機材の導入支援等を検討していると仄聞するが、都市自治体は現在5年間で整備を計画していることから、実施に当たっては都市自治体の意見を十分に踏まえ、必要な支援を講じること。

5. G I G Aスクール構想実現後の財政措置について

交付団体・不交付団体いずれの都市自治体においても、格差なく学校のICT環境を維持・改善できるよう、G I G Aスクール構想の実現後も財政措置を継続・拡充すること。

6. 国と地方の連携について

- (1) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がG I G Aスクール構想を実現するために必要な情報を迅速かつ適切に提供すること。
- (2) G I G Aスクール構想の実現のためには、地域の実情に応じた支援制度を構築する必要があることから、国・都道府県・市町村が緊密に意見交換できる体制を構築すること。

令和2年4月3日

全国市長会 会 長

立 谷 秀 清

社会文教委員会委員長 吉 田 信 解